

別紙 システム機能一覧

1.基本要件	
1	特別な知識を持たない職員にとっても使いやすいように、画面構成や入力操作の共通性及び検索機能の充実した操作性の優れたシステムであること。 また、入力画面はスクロールを必要としない設計でカテゴリ毎に画面分割して操作性を確保できること。
2	長時間画面を見続けてもストレスや疲労感を与えないようレイアウトや画面全体の色合い等に配慮したシステムであること。
3	4人の職員が同時にシステムにアクセスできること。
4	定期的にソフトウェアがバージョンアップされ(基本的には年1回程度、但し関係法令改正によるシステムの見直し等が発生した場合は適宜実施)、機能強化が図られるシステムを納品すること。 なお、パッケージソフトウェアであることを前提としているため、法改正によりシステム改修が生じる場合は原則として保守内で対応すること。 また、使用しているソフトウェア等に情報セキュリティ上重大な欠陥が発表された場合、保守内での対応とすること。
5	新システムに登録した避難行動要支援者や民生委員、自治会などの文字情報は全てCSV形式により職員が出力できる機能を実装し、次期システムへ移行する際も市の資産データとして永続的に活用できること。
2.現行システムデータ移行	
1	現行システムの避難行動要支援者データ(CSV形式にて出力)を新システムに全て移行、取込み設定できること。
2	現行システムの民生委員や自治会などのマスタデータ(CSV形式にて出力)を全て移行、取込み設定できること。
3.基本関係概要	
1	住民基本台帳及び介護情報、障害情報、独居福祉票を管理するシステムから出力したそれぞれのCSVデータを取込み、避難行動要支援者の抽出と異動情報を更新できること。住民基本台帳情報・介護認定情報(要介護・要支援等)・障害者手帳情報(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、障害等級・種別等)のCSVデータをバッチ処理にて定期的にインポート可能なこととするが、独居福祉票に係るCSVデータは職員が取り込むためのインポート機能を実装する。市職員のみでデータ連携ができること。また、インポートした前述情報を含め、システム内のデータについては、市が指定する任意のものをCSVデータでエクスポートでき、他システムへのデータ移行を可能とすること。 1 避難行動要支援者の支援事由は次の通り。 ①療育手帳○A、○Aの1、○Aの2、Aの1、Aの2の者 ②精神障害者保健福祉手帳1級の者 ③身体障害者手帳1、2、3級の者(内部障がい3級の者を除く) ④要介護認定区分3、4、5に該当する者 ⑤単身の世帯に属する65歳以上の者であって、要介護認定区分1、2又は要支援認定区分1、2に該当する ⑥①から⑤の他、特に災害時の支援が必要と市長が認めた者 ※⑥は住基からの引用登録機能を活用できること。
2	住民基本台帳、介護、障害など他システムとの連携については、他システムのベンダーなどの加工作業は発生させないこと。 当システム側で一括で取り込み、取込のため連携プログラムとチェック機能を合わせて納品すること。チェック機能についてはエラー箇所を特定できる機能を有すること。
3	連携処理については、自動・手動のどちらでも実施できること。 自動によるデータ更新の際は、更新時期の設定を職員が行えること。 ※データ連携を自動で行うための中間サーバーへのアクセス方法などは、市から受託者へ技術情報を開示する。
4	自動で連携処理を行う際は、時点を指定してデータ連携の状況を表示できること。連携異常が発生している場合は、メッセージを表示し、そのメッセージをクリックすることにより、詳細確認画面へ遷移すること。
5	データ連携処理結果(ログ)の出力・印刷ができること。
6	処理日や住所(字・丁目)の範囲指定、異動内容等を条件として該当者の変更内容の表示・印刷ができること。
7	本市の避難行動要支援者の対象要件区分(避難行動要支援者の支援事由)は、システムを利用して職員が任意に設定し、変更がおこなえること。ただし、導入時の初期設定については受託者が設定する。
8	データ連携により避難行動要支援者の対象要件区分が変更になった場合も自動で更新ができること。

別紙 システム機能一覧

4.データベース	
1	インポートした住民基本台帳等のデータから、本市が定める避難行動要支援者(同意の有無に関わらず)を判定し、避難行動要支援者名簿の更新処理を行うことができる。
2	既存登録者で、要介護度や障害等級等に変更が生じている方は、自動で最新情報へ更新を行うこと。また、更新前の情報は、履歴情報として管理できること。
3	既存登録者が転出または死亡した場合は、自動的に廃止処理し、履歴情報を管理できること。
4	期間及び更新区分(新規・変更・転居・廃止等)を指定し該当者の一覧を表示ができること。
5	期間及び申請区分(新規申請・変更申請・廃止申請)を指定し該当者の一覧を表示ができること。
6	一覧表示画面において、並び替えや検索ができること。
7	一覧表示される対象者をCSVファイル出力できること。
8	データ連携の文字データは、地方公共団体情報システム標準化の仕様に対応すること。
5.マスタ機能	
1	本市が用意する民生委員や自治会などのマスタデータをシステムへセットアップすること。
2	各マスタの登録・修正・削除ができ、コード管理をすることができること。
3	民生委員名及び自治会名を自動で入力ができること。具体的には、民生委員や自治会などとそれぞれ住所の対比表を準備し避難行動要支援者との紐づけを自動で更新する機能を有するものとする。対応表はシステム操作により職員が更新できるものとし、それ以降に住民基本台帳などのデータを活用した避難行動要支援者情報の更新・異動処理に反映できるものとする。
6.住民検索機能	
1	宛名番号・かな(カナ)氏名・漢字氏名・生年月日・住所で検索できること。
2	あいまい検索・完全一致検索や、あいまい複合条件検索ができること。
3	検索結果が複数存在する場合には、画面に一覧表示し、その中から選択ができること。
4	住民の世帯一覧から個人を選択し、個人情報の詳細を表示することができること。
5	複数の検索項目を複合して検索ができること。
7.画面入力	
1	日付は、カレンダー入力ができること。
2	台帳入力画面はカテゴリ毎にタブ等で画面分割しており、多くの情報を管理しやすく、同時に操作性を確保する設計であること。
3	氏名、フリガナ、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号等、基礎データを入力・管理できること。 ※必要な項目については市と協議すること。
4	基礎データ以外に介護情報、障害情報、緊急連絡先、加入自治会、民生委員、避難支援等実施者、避難所等の情報を入力・管理できること。 ※必要な項目については市と協議すること。
5	入力する項目の追加(拡張)ができること。
6	名簿提供の同意の有無を入力することができること。
7	日付入力については、年号と年月日を別々の項目で入力することなく、一連で入力ができること。(明治:1・大正:2・昭和:3・平成:4・令和:5のキーにより「4300101」で平成30年1月1日と入力できること。また、西暦での入力も可能とすること(20200101:2020年1月1日)。
8	明らかな入力ミスを防ぐためのエラーチェックができること、あるいは任意の組合せによりエラーチェック箇所をリストとして抽出し、職員が当該箇所を選択しながら修正作業が行える機能を有すること。 例:不同意者あるいは同意未確認者に緊急連絡先の記載がある。
8.個人情報管理	
1	システム独自で住民登録外(住登外)者を登録、更新、削除ができること。
2	登録した住登外者は住民と区別ができる方法(特定の宛名番号を登録するなど)があること。
3	住民区分が除票(転出・死亡等)であるかが画面上で一目で分かること。
4	世帯情報の参照ができること。
5	各業務画面でDV情報が登録してある市民を検索した場合、各画面上アラート表示があること。
6	DV情報が登録してある市民の情報については、地域に提供する名簿出力の際に未表示制限や注意喚起する機能があること。
7	外国人通称等の外国人情報について登録することができ、未表示制限や注意喚起する機能があること。また、対象者の台帳画面表示或いは名簿などの資料を出力・印刷する際に通称名を設定できること。
8	緊急連絡先は3人以上登録でき、参照用住基データを検索して、宛名番号、住所、氏名(フリガナ)、続柄、性別、生年月日(年齢)が登録可能なこと。緊急連絡先一人につき、2件以上の連絡先が登録可能なこと。
9	PDFやテキスト等のファイルを対象者に関連付けて取り込み、閲覧できること。(手書きによる同意書や同じく個別避難計画等のイメージ画像など)

別紙 システム機能一覧

9.避難行動要支援者情報管理	
1	避難行動要支援者照会画面を準備すること。
2	避難行動要支援者の住基情報及び世帯情報の照会ができること。
3	避難行動要支援者情報の入力画面から、避難行動要支援者名簿、個別計画書、同意書等を帳票として印刷できること。
4	年齢の表示ができること。
5	自宅、携帯など電話番号が複数登録できること。
6	避難行動要支援者の支援事由とは別に、要介護者・要支援者、身体障害者、知的障害者、精神障害者等の等級を管理できること。 なお、身体障害者については障害名についても管理できること(障害が複数あるケースも含む。)
7	難病患者の病名が管理できること。
8	本市が指定する、障害の内容・等級や要介護度等を複合した条件で避難行動要支援者の支援の優先順位を自動で設定できること。
9	避難行動要支援者の支援の優先順位は、システム導入後も市の地域防災計画の見直し等に対応できることを前提とするため、優先順位の変更が可能なこと。
10	住民基本台帳上の住所と実際に住んでいる住所(施設、仮設住宅など)が異なる場合に両方の情報を管理できること。郵送物の宛先を任意に選べること。なお、郵送物の宛先は、住民情報の住所以外に居住地を設定することで、その住所を宛先とする。
11	住登外の方(宛名番号なし)の登録後、再登録の必要なく住民基本情報との結び付けができること。 なお、住登外の方が、住民情報システム上で、住登外者を示す宛名番号が附番されている場合は、その宛名番号を適用すること。
12	避難支援等実施者を3人以上登録ができ、参照用住基データを検索して、宛名番号、住所、氏名(フリガナ)、続柄、性別、生年月日(年齢)が登録可能なこと。避難支援等実施者一人につき、2件以上の連絡先が登録可能なこと。
13	メモ区分を設定し、留意すべき点を簡単に記録できること。また、メモ区分により帳票出力や検索時に絞り込みができること
14	氏名及び住所など基本情報の変更、死亡転出など異動情報の更新ができ、その履歴情報を管理できること。
15	避難行動要支援者ごとに、避難行動要支援者名簿情報提供等に係る同意・不同意・同意未確認・未処理の区分設定ができ、統計資料及びリストとして抽出できること。 ※同意未確認とは同意確認を実施したが同意・不同意いずれかの確認がとれていない対象者、未処理は同意確認自体を実施していない対象者。
16	避難行動要支援者名簿の外部提供に係る同意者は、原則、全ての関連組織に情報共有するが、個人情報の共有可能な関連組織を避難行動要支援者ごとに設定できること。 関連組織とは、本市の設定する避難支援等関係者(民生委員、自治会、自主防災組織、成田市消防団、成田市消防本部、成田警察署、地域包括支援センター)をいう。
17	避難所は、風水害時と震災時の2種類が登録できること。
18	現行システムで避難行動要支援者データを管理している属性項目については全て新システムの管理項目として設定できること。また、個別避難計画等の情報整備より今後新たな属性項目として職員が任意に拡張できる項目を300項目以上設けること。なお、追加できる項目は以下を満たすこと。 チェック項目:25項目、日付項目:5項目、数値項目:5項目、リスト項目:5項目、文字項目:10項目
19	避難行動要支援者ごとに全ての項目の変更履歴を管理でき、過去の情報を閲覧できること(変更箇所は背景の色などにより一目でわかること。)。また、履歴情報も統計に使えること。
20	内閣府が公開している「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に掲載されている項目の入力及び管理は拡張項目を利用せずにできること。
21	手上げ方式による申請者(避難行動要支援者の対象要件に合致しないが、本人・家族、避難支援等関係者からの要望による申請者)の入力にも対応していること。
22	手上げ方式による申請者の入力の際、氏名や性別、生年月日、住所等の情報を住民基本台帳等のデータより引用登録できること。

別紙 システム機能一覧

10. 避難行動要支援者名簿作成機能	
1	現行システムの名簿情報と新システムで抽出したデータを照合し、照合リストを作成する。名簿情報の不一致については、その原因を調査し、結果を報告するものとし、市と受託者が協議の上、適宜名簿の修正を実施するものとする。
2	民生委員毎、自治会毎等配布先ごとの名簿出力ができること。 名簿の配布先(民生委員、自治会、自主防災組織、成田市消防本部、市消防団、成田消防署、地域包括支援センター)を指定し、同意済みの避難行動要支援者を抽出し、避難行動要支援者名簿の作成が可能なこと。
3	避難行動要支援者名簿は、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号、その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、避難支援等実施者、備考等の項目のうち、市の指定する様式で、任意の項目を印刷できること。
4	名簿印刷は、配布先(民生委員、自治会、自主防災組織、成田市消防本部、成田市消防団、成田警察署、地域包括支援センター)及び対象者(同意・不同意・同意未確認・未処理)を選択するのみ等の簡易な操作とし、複数の地域を一括作成できること。なお、施設入所者、長期入院患者、DV対象者を名簿に含める・含めない等の設定ができること。
5	名簿印刷は、時点を設定ができ、当時の避難行動要支援者等の情報を抽出・印刷できること。
6	避難行動要支援者名簿及び要支援者一覧等帳票などシステムで作成した全ての帳票をExcel形式、CSV形式、PDF形式により出力できること。
7	名簿の配布先別で集計がおこなえ、配布前に件数のチェックができること。
8	要介護度や障害者手帳の等級等優先順位の高い方の抽出ができること。 抽出条件は職員が任意の設定によりシステム上でできること。 また、抽出条件を保存できること。
9	印刷ログを自動取得できること。
11. 個別避難計画作成機能	
1	個別避難計画の作成、出力ができること。 個別避難計画はExcel形式、CSV形式、PDF形式により出力できること。
2	個別避難計画(緊急連絡先、避難支援等実施者・支援内容・避難所・避難経路等)の登録ができること。
3	個別避難計画作成状況(済・未)の登録ができること。作成年月日の登録ができること。
4	避難行動要支援者の名簿登載情報(住所、連絡先、避難支援等関係者、避難支援者等)が更新された場合は、個別避難計画の記載情報も自動で更新されること。
5	個別避難計画の更新履歴が確認できること。
12. 名簿情報提供等の同意確認書の作成	
1	名簿情報提供等の同意確認書の作成、出力ができること。 名簿情報提供等の同意確認書はExcel形式、CSV形式、PDF形式により出力できること。
2	システムに登録されている情報を複数組み合わせ対象者を抽出し、住所順や住民コード順に名簿情報提供等の同意確認書を表示・出力できること。レイアウトに関しては市の指定する様式とする。
3	名簿情報提供等の同意確認書発送に関する発送日が管理できること。
4	名簿情報提供等の同意確認書発送日は発送リストより一括更新ができること。
13. 各種帳票・印刷機能	
1	システムから出力する各帳票は、全て本市の指定する様式をExcel形式及びPDF形式で出力・印刷できること。また、全ての帳票は受託者を介さずにExcelを用いて職員が簡単に登録・修正できること。システム初期導入時に用意しなければいけない帳票の様式については全て受託者がシステムへ実装して納品すること。
2	印刷プレビューができること。また、出力するプリンター、印刷範囲(ページ指定)、部数の指定ができること。
3	宛名ラベル及び窓あき封筒用帳票の作成ができること。各帳票については、システムに登録されている複数の情報を組み合わせて対象者を抽出でき、宛名番号順や住所順等複数条件で印刷ができること。
4	住所、氏名等について、システムに登録されていない文字が含まれている場合は、当該項目を空欄又は空欄に代わる表示(「=」や「・」等)として出力することができること。その際、対象者リストを別途印刷することとし、画面においても、その旨の確認ができること。また、各種帳票に印字しきれない(印字対象の文字列が帳票内の印字枠内に収まらない)場合も同様に対象者リストの印刷、画面確認ができること。
5	宛名ラベル又は窓あき封筒用帳票のいずれかにおいて、世帯主名等(18歳未満の対象者の保護者や後見人等)でも印刷ができること。
6	帳票にバーコードを印字でき、バーコードを読み取ることで対象者入力画面に遷移できること。
7	宛名ラベル及び窓あき封筒用帳票において、「郵便区内特別」及び「郵便カスタマーバーコード」の印字ができること。

別紙 システム機能一覧

14.災害時の機能	
1	本システムより避難行動要支援者全体を対象とした安否確認用リストをExcel形式、CSV形式、PDF形式で出力できること。 また、名簿の配布先(民生委員、自治会、自主防災組織、成田市消防団、成田市消防本部、成田警察署、地域包括支援センター)、避難所毎の安否確認用リストを Excel形式、CSV形式、PDF形式で出力できること。
2	安否確認対象者の抽出、一覧表の作成・印刷ができ、確認状況の反映ができること。
3	災害が複数発生した場合でも、災害ごとに被災状況や避難行動要支援者の安否確認が入力、管理できること。
4	過去の被災状況や安否情報が、履歴として管理できること。
5	安否確認用リストに安否確認状況(不在、負傷なし、軽傷、重症、死亡、要救助、行方不明)をフラグ管理にて登録できること。
6	災害時には、避難所及び避難状況区分等の条件を基に、避難状況一覧表を作成できること。
7	安否確認状況を登録した安否確認用リスト(Excel形式)をサーバを介さず本システムに取り込み、結果を集計することができること。
8	サーバの障害発生や停止に備えてスタンドアロン形式(端末単体利用)への運用形態の変更を職員が実施できること。また、各端末で更新した情報をサーバーが復旧した際に集約して更新する機能を有すること。
9	災害時はシステムをライセンスフリーにし、市が用意する端末にシステムをインストールし避難所等で避難行動要支援者名簿掲載者の詳細情報や安否確認結果等を反映できること。避難所毎の対象者の安否確認結果や状況記録を特定の端末あるいはサーバに全て集約して管理できること。
15.バックアップ	
1	全てのバックアップが日次で、かつ自動で実施できること。
16.データ集計	
1	システムに登録されている情報を複数組み合わせることで集計資料を表示・印刷できること。
2	避難行動要支援者において、対象要件区分毎の集計を、指定した条件(更新日時、提供先、エリア、避難所、年齢別、同意・不同意・同意未確認・未処理別、個別避難計画の作成有無等)で表示・印刷ができること。
17.セキュリティ	
1	パスワードは有効期限の設定ができること。
2	システム利用者ごとに利用者権限及び閲覧制限が設定でき、その変更を管理者権限のある者が変更できる機能を有すること。
3	利用者権限に応じた操作履歴が操作者および日時の条件設定のもと確認ができること。(操作者、日時、操作内容のアクセスログ)
4	全てのシステム操作のアクセスログ(操作者、日時、操作内容)を確認できること。
5	アクセスログは、条件に該当する操作履歴をCSV形式で出力できること。
6	システムに関わるサーバー機器を対象に、ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にウィルスパターンファイルを更新する仕組みを構築すること。